

温泉分析書

No.IZ070145

1. 分析申請者 住所 鹿児島県霧島市隼人町姫城3丁目17番地
氏名 藤田 勉
2. 源泉名及び湧出地 源泉名 隼人温泉(国分荘)
湧出地 鹿児島県霧島市隼人町大字姫城取納田1548番地

3. 湧出地における調査及び試験成績

- (イ) 調査及び試験者 (株)東洋環境分析センター 末永和彦
(ロ) 調査及び試験年月日 平成19年11月15日
(ハ) 泉温 45.4°C(気温20.0°C)
(ニ) 湧出量 80リットル/min(掘削・動力揚湯)
(ホ) 知覚的試験 無色澄明微金気味微硫化水素臭
(ヘ) pH値 7.7(ガラス電極法)
(ト) ラドン 1.27×10^{-10} Ci/kg

4. 試験室における試験成績

- (イ) 試験者 (株)東洋環境分析センター 坂井幸男
(ロ) 分析終了年月日 平成19年12月6日
(ハ) 知覚的試験 無色澄明無味無臭
(ニ) 密度 0.9990 g/cm^3 (20°C)
(ホ) pH値 7.82(ガラス電極法)
(ヘ) 蒸発残留物 0.759 g/kg (110°C)

5. 試料1kg中の成分・分量及び組成

(イ) 陽イオン

成分	ミigram	ミリバル	ミリバル%
リチウムイオン (Li ⁺)	0.1	0.01	0.13
ナトリウムイオン (Na ⁺)	222.8	9.69	89.85
カリウムイオン (K ⁺)	24.6	0.63	5.84
アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)	0.3	0.02	0.15
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	1.9	0.16	1.45
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	5.2	0.26	2.41
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.1	0.01	0.09
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	0.2	0.01	0.07
陽イオン計	255.2	10.79	100

(ロ) 陰イオン

成分	ミigram	ミリバル	ミリバル%
フッ化物イオン (F ⁻)	0.5	0.03	0.23
塩化物イオン (Cl ⁻)	48.4	1.37	11.69
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	13.0	0.27	2.32
リン酸水素イオン (HPO ₄ ²⁻)	0.6	0.01	0.11
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	610.8	10.01	85.65
陰イオン計	673.3	11.69	100

(ハ) 遊離成分

非解離成分	ミigram	ミリモル
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	161.8	2.07
メタホウ酸 (HBO ₂)	4.3	0.10
非解離成分計	166.1	2.17

溶存ガス成分	ミigram	ミリモル
遊離二酸化炭素 (CO ₂)	<0.1	--
遊離硫化水素 (H ₂ S)	<0.1	--
溶存ガス成分計	<0.1	--

溶存物質計(ガス性のものを除く)

1.095 g/kg

成分総計

1.095 g/kg

(ニ) その他微量成分 (mg)

総水銀 (Hg) 0.0005 未満 鉛イオン (Pb) 0.05 未満 亜鉛 (Zn) 0.05 未満
銅イオン (Cu) 0.05 未満 総砒素 (As) 0.001 未満 カドミウム (Cd) 0.05 未満

6. 泉質

ナトリウム-炭酸水素塩温泉(低張性・弱アルカリ性・高温泉)

7. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表中5に記載する。

平成19年12月7日

登録番号 鹿児島県 第4号
鹿児島県鹿児島市坂元町22番1号1階
株式会社 東洋環境分析センター
代表取締役 藤井 勝己

温泉分析書別表

1. 源泉名 隼人温泉(国分荘)
2. 源泉所在地 鹿児島県霧島市隼人町大字姫城取納田 1548 番地
3. 温泉分析申請者 鹿児島県霧島市隼人町姫城 3 丁目 17 番地
藤田 勉
4. 泉質 ナトリウム-炭酸水素塩温泉(低張性・弱アルカリ性・高温泉)
5. 源泉での分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境庁自然保護局長発(昭和 57 年 5 月 25 日)環自施第 227 号及び第 288 号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

浴用の一般的禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)。

泉質別禁忌症 該当項目なし。

【浴用の適応症】

療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進。

泉質別適応症 きりきず、やけど、慢性皮膚病。

浴用の一般的注意事項

浴用の注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を 1 日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を相当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長しても良い。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で体を洗うか、温泉成分をふき取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ. 高度の動脈硬化症
 - ロ. 高血圧症
 - ハ. 心臓病
 - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注意 1)この別表は温泉法第 14 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

(注意 2)この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第 13 条による知事の許可を必要とする。

温泉分析書別表

1. 源泉名
2. 源泉所在地
3. 温泉分析申請者
4. 泉質
5. 源泉での分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境庁自然保護局長発(昭和57年5月25日)環自施第227号及び第288号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

浴用の一般的禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)。

泉質別禁忌症 該当項目なし。

【浴用の適応症】

療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進。

泉質別適応症 きりきず、やけど、慢性皮膚病。

【飲用の禁忌症】

腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの。

【飲用の適応症】

慢性消化器病、糖尿病、痛風、肝臓病。

浴用、飲用の一般的注意事項

(1) 浴用上の注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- イ. 療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長しても良い。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴中は、身体に付着した温泉の成分を水で流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で体を洗うか、温泉成分をふき取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ. 高度の動脈硬化症
 - ロ. 高血圧症
 - ハ. 心臓病
 - (カ) 熱い温泉に休に入るとめまい等を起こすことがあるので十分に注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(2) 飲用上の注意事項

- ア. 飲用療養泉に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
- イ. 温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないし1,000mlまでとすること。
- ウ. 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
- エ. 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - (ア) 一般には食前30分ないし1時間がよい。
 - (イ) 含泉鉄、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含泉鉄飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
 - (ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

(注意1) この別表は温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。

(注意2) この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第13条による知事の許可を必要とする。